

**第23条の2** 入学後1年以上を経た者が、転科を希望したときは、学期の始めに限り、選考の上これを許可することがある。

(編入学等の選考)

**第24条** 編入学、再入学、転入学及び転科の選考並びに入学等の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

**第25条** 授業科目は、以下のとおりとする。

- 一 専門科目
  - 二 共通科目
  - 三 専門科目、共通科目又は資格の取得に関する科目に属さない科目
  - 四 図書館司書に関する科目
  - 五 博物館に関する科目
  - 六 日本語教員養成講座に関する科目
- 2 授業科目の種類及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。
- 3 各学科の学生は、前項の授業科目のうち、当該学科の履修規定によって指定された授業科目を履修することができる。
- 4 授業科目は、各学科の履修規定の定めるところにより必修科目、必修選択科目、自由選択科目又は随意科目のいずれかとして指定される。

(司書課程)

**第26条** 本学に、司書課程を置く。

- 2 図書館法に定める司書の資格を取得しようとする者のために、本学に図書館司書に関する科目を設ける。
- 3 図書館司書の資格を取得しようとする者は、図書館司書に関する科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 図書館司書に関する科目は、別表2の一のとおりとする。
- 5 前の各項に定めるもののほか、司書課程に関し必要な事項は、別に定める。

(学芸員課程)

**第26条の2** 本学に、学芸員課程を置く。

- 2 博物館法に定める学芸員の資格を取得しようとする者のために、本学に博物館に関する科目を設ける。
- 3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館に関する科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 博物館に関する科目は、別表2の二のとおりとする。
- 5 前の各項に定めるもののほか、学芸員の資格を取得するために必要な事項は、別に定める。

(日本語教員養成講座)

**第26条の3** 本学に、日本語教員養成講座を置く。

- 2 日本語教員養成講座を修了しようとする者のために、本学に日本語教員養成講座に関する科目を設ける。
- 3 日本語教員養成講座を修了しようとする者は、日本語教員養成講座に関する科目及び単位を修得しなければならない。

4 日本語教員養成講座に関する科目は、別表2の三のとおりとする。

5 前の各項に定めるもののほか、日本語教員養成講座を修了するために必要な事項は、別に定める。

**(単位の計算方法)**

**第27条** 各授業科目に対する単位数は、1単位について45時間の学修時間を標準とし、毎週1時間計15週の授業をもって1単位とする。ただし、外国語に関する科目については毎週2時間計15週の授業をもって1単位とする。

**(試験及び成績)**

**第28条** 学業成績は、原則として試験によって評価し、評価結果はS・A・B・C・Fをもって示し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とする。

**(履修及び単位修得)**

**第29条** 授業科目の履修及び単位の修得に関し必要な事項は、別に定める。

**(他大学等における授業科目の履修等)**

**第30条** 本学は、教育上有益と認めるときは、次の各号に定める履修又は学修を本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、所定の単位を与えることができる。

一 在学中の学生による次に定める他大学等の履修又は学修

ア 他の大学又は短期大学における履修

イ 外国の大学への留学の許可を得た者の留学した大学における履修

ウ 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修

二 新たに本学の第1年次に入学した学生による次に定める入学前の履修又は学修

ア 大学又は短期大学における履修（科目等履修生として修得した単位を含む）

イ 外国の大学又は短期大学における履修

ウ 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修

2 編入学者、再入学者及び転入学者の既修得単位の認定については、別に定める。

**(算入可能な単位数の上限)**

**第31条** 前条第1項に基づき本学における授業科目の履修により修得した単位に算入することができる単位数は、それぞれ次の各号に定める単位数を上限とし、合計60単位を限度とする。

一 前条第1項第1号ア及びウにより算入することができる単位数は、それぞれを合計して30単位を限度とする。

二 前条第1項第1号イにより算入することができる単位数は、協定留学及び私費留学については30単位、ダブルディグリー留学については60単位を限度とする。

三 前条第1項第2号により算入することができる単位数は、30単位を限度とする。

2 前項に定める上限60単位には、本学において修得した単位（科目等履修生及び科目等履修生（高等科生）として修得した単位を含む）は含まないものとする。

**(学外講義等)**

**第32条** 本学は、第25条及び第26条に定める正規課程のための授業のほか、学外講義、公開講義及び講習会を随時開催する。